

# 香川県報



第 98 号

平成 15 年

12月12日(金曜日)

## 規 則

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第百二号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和二十九年香川県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十一条に次の一項を加える。

4 税務出納員は、徴収金の収納について、釣銭を必要とする場合においては、前項の規定にかかわらず、十五万円を超えない範囲内において、指定金融機関等に払い込むべき徴収金のうちから必要と認める現金を留め置くことができる。

第三十八号様式（その五）を第三十八号様式（その七）とし、第三十八号様式（その四）を第三十八号様式（その六）とし、第三十八号様式（その三）を第三十八号様式（その五）とし、第三十八号様式（その二）の次に次の二様式を加える。

## 目 次

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

### 規 則

●香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課）

一

●香川県県税事務所規則の一部を改正する規則

（ ” ” ）

四

### 告 示

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（健康福祉総務課）

五

○生活保護法の規定による指定介護機関の事業者の名称等の変更の届出

（ ” ” ）

六

○道路の区域変更（四件）

（道路保全課）

七

○道路の供用開始

（ ” ” ）

七

○道路の位置指定

（建 築 課）

七

○土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

七

○土地改良事業の認可

（ ” ” ）

七

○土地改良事業計画変更の認可

（ ” ” ）

七

○都市計画決定の案の縦覧（十二件）

（都市計画課）

七

○都市計画変更の案の縦覧（六件）

（ ” ” ）

七

○平成十五年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者

（建 築 課）

七

### 警 察 本 部 告 示

●香川県少年警察活動規程の一部を改正する規程

（ ” ” ）

七

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数

（ ” ” ）

七

●選挙管理委員会告示

（ ” ” ）

七

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数

（ ” ” ）

七

等

一六

年度		県 民 税 配 当 割 更 正 ・ 決 定 通 知 書			
		支 払 年 月	年 月	徴 収 番 号	
特別徴収義務者番号				種 別	
特別徴収 義務者	所 在 地				
	名 称				
本 税	区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
	更 正 (再 更 正 ・ 決 定) 額 ①	円		円	
	申 告 (更 正 ・ 決 定) 額 ②	円		円	
	差 額	① - ②	③	円	
加 算 金	区 分	不 足 ・ 増 加 税 額	率	金 額	
	過 少 申 告 加 算 金	円		円	
	不 申 告 加 算 金	円		円	
	重 加 算 金	円		円	
	計		④		円
本税及び加算金の 納付(入)金額③+④		円	指 定 納 期 限	年 月 日	
指定納期限までの 延 滞 金 額		円	納 付 (入) 場 所	納 付 (入) 書 裏 面 の と お り	
更 正 ・ 決 定 の 理 由					
<p>上 記 の と お り 更 正 ・ 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。</p> <p>年 月 日</p> <p>特別徴収義務者の名称様</p> <p style="text-align: right;">香川県東讃県税事務所長 印</p> <p>注意</p> <p>1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。 なお、延滞金の計算方法は、納付(入)書の裏面に記載してあります。</p> <p>2 この更正・決定について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。</p>					

## 第38号様式（その4）（第8条関係）

年度		県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書			
		支払年月	年 月	徴収番号	
特別徴収義務者番号				種 別	
特別徴収 義務者	所在地				
	名称				
本 税	区 分	課税標準額	税 率	税 額	
	更正(再更正 ・決定)額①	円		円	
	申告(更正・ 決定)額②	円		円	
	差 額	① - ②		③	円
加 算 金	区 分	不足・増加税額	率	金 額	
	過少申告加算金	円		円	
	不申告加算金	円		円	
	重 加 算 金	円		円	
	計			④	円
本税及び加算金の 納付(入)金額③+④		円	指 定 納 期 限	年 月 日	
指定納期限までの 延 滞 金 額		円	納付(入) 場 所	納付(入)書裏面のとおりに	
更正・決定の理由					
<p>上記のとおり更正・決定したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>特別徴収義務者の名称様</p> <p style="text-align: right;">香川県東讃県税事務所長 印</p> <p>注意</p> <p>1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。 なお、延滞金の計算方法は、納付(入)書の裏面に記載してあります。</p> <p>2 この更正・決定について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。</p>					

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

香川県県税事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百三号

香川県県税事務所規則の一部を改正する規則

香川県県税事務所規則（平成十四年香川県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 県民税配当割の賦課に関する事。

七 県民税株式等譲渡所得割の賦課に関する事。

第三条第一項第二号及び第四条第三号中「第六号」を「第八号」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
-----------	---------------------	---------------------------------	---------

平成一五、一一、一	塩江町国民健康保 険塩江病院 香川郡塩江町大字 安原上東九九番地 一	塩江町 香川郡塩江町大字 安原下第二号一六 四五	介護療養型医療施設
平成一五、一一、一五	福祉の鶴亀 小豆郡土庄町瀨崎 甲二二一七番地	株式会社鶴亀家具 店 小豆郡土庄町瀨崎 甲一九四八番地の 四	福祉用具貸与

●香川県告示第七百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設） の名称及び 所在地	事業者（開設者）の名称及び 主たる事務所の所在地		サービスの 種類
		変更前	変更後	
平成一五、八、 二〇	株式会社コムス ン東讀みきケア センター 木田郡三木町田 中字柳原九六一 一	株式会社コムス ン 東京都港区六本 木四丁目八番五 号和幸ビル	株式会社コムス ン 東京都港区六本 木六丁目一〇番 一 号六本木ビル ズ森タワー	訪問介護 訪問入浴介護
平成一五、八、 二〇	株式会社コムス ン国分寺町ケア センター 綾歌郡国分寺町 新居一七九二一	株式会社コムス ン 東京都港区六本 木四丁目八番五 号和幸ビル	株式会社コムス ン 東京都港区六本 木六丁目一〇番 一 号六本木ビル	訪問介護 居宅介護支援

平成一五、八、二〇	株式会社コムスン観音寺ヶアセンタ 観音寺市観音寺町甲一五三五―六九十九ビル二〇一	株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目八番五号 和幸ビル	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一 号六本木ビルズ森タワー	訪問介護 訪問介護 居宅介護支援
平成一五、八、二〇	株式会社コムスン坂出マリンヶアセンタ 坂出市谷町一丁目四番二号	株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目八番五号 和幸ビル	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一 号六本木ビルズ森タワー	訪問介護
平成一五、八、二〇	株式会社コムスン丸亀ヶアセンタ 丸亀市郡家町一八一三―一メゾンド新居	株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目八番五号 和幸ビル	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一 号六本木ビルズ森タワー	訪問介護 訪問人浴介護 居宅介護支援
平成一五、八、二〇	株式会社コムスン高瀬ヶアセンタ 三豊郡高瀬町大字下勝間字六ツ松一二五―一七五	株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目八番五号 和幸ビル	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一 号六本木ビルズ森タワー	訪問介護
平成一五、八、二〇	一東城ビル二F (B室)		ズ森タワー	

●香川県告示第七百十号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十二日から平成十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十二月十二日  
 香川県知事 真鍋武紀

一 道路の種類 県道（一般）  
 二 路線名 北風戸積浦線（二百五十六号）  
 三 道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
香川郡直島町字積浦四七七番二 三地先から 香川郡直島町字積浦四七八〇番八 地先まで	一四・四	一四・二	三〇	三〇	緊急地方道路整備事業に伴う不利用物件化
	二五・〇	一四・二			

●香川県告示第七百十一号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十二日から平成十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十二月十二日  
 香川県知事 真鍋武紀

一 道路の種類 県道（一般）  
 二 路線名 綾南府中線（百八十四号）  
 三 道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
一 道路の種類 県道（一般） 二 路線名 綾南府中線（百八十四号） 三 道路の区域					

坂出市府中町字小原三八六〇番一 地先から		前	七・五 九・〇	二四〇	道路改修工 事による現 道拡幅
坂出市府中町字小原三八七九番四 地先まで		後	一三・〇 三六・〇	二四〇	

●香川県告示第七百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十二日から平成十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
香川郡塩江町大字安原下字鮎滝上 第三号四四一番一地先から	一一・五	一・五	特殊改良一 種工事によ る現道拡幅	一、〇〇〇	
	五七・〇	五七・〇			
香川郡塩江町大字安原下字関第三 号六六八番一地先まで	一二・一	一・〇		一、〇〇〇	
	五七・〇	五七・〇			

●香川県告示第七百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十二日から平成十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 坂手港線（二十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
小豆郡内海町苗羽字芦ノ浦甲二二 二六番一八地先から	七・二	一三・四	道路改修工 事による現 道拡幅	一七三	
	八・〇	三三・六			
小豆郡内海町苗羽字川向甲一八三 五番二地先まで	一七〇	一七〇			
	八・〇	三三・六			

●香川県告示第七百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十二月十二日から平成十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

仲多度郡満濃町大字長尾寺ノ前一八六番二地先から  
仲多度郡満濃町大字長尾寺ノ前一八六番二地先まで

八・〇  
一〇・八  
七〇  
平成十五年  
香川県告示  
第四百五十  
六号で変更  
した区域

四 供用開始の期日 平成十五年十二月十二日

●香川県告示第七百十五号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 坂土指道 第八号

二 指定 年月日 平成十五年十一月二十八日

三 指定道路の位置 綾歌郡飯山町真時字柳下六七三―一並びに字高柳六九五―一及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル  
延長 四四・二五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第六百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡本川地区）を行うことについて平成十五年十一月二十八日適当と決定した。

その関係書類を豊中町経済課において平成十五年十二月十八日から平成十六年一月十六日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月十二日

●香川県公告第七百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十一月二十六日認可した。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業（横断道関連）下り原地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業南堀江地区
〃	単独市費補助土地改良事業村川地区
〃	単独市費補助土地改良事業南谷地区

●香川県公告第七百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業三郎池導水路地区）計画を変更することについて平成十五年十一月二十六日認可した。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課、高松市都市計画課、牟礼町企画計画課、三木町建設課、香川町企画課、香南町総務企画課、国分寺町建設企画課及び綾南町企画課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

中讃広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課、丸亀市都市計画課、普通寺市都市計画課、宇多津町建設経済課、綾歌町建設課、飯山町建設課、満濃町建設課、琴平町企画課及び多度津町建設下水道課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により坂出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに

香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

坂出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び坂出市都市計画課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により観音寺都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

観音寺都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び観音寺市都市開発課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定によりさぬき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。



なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

さぬき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及びさぬき市都市計画課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七七七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により東かがわ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

東かがわ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び東かがわ市建設課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七七八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により内海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により

次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

内海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び内海町建設農林水産課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七七九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により土庄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

土庄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び土庄町建設水道課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により豊中都市計画区域

の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

豊中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び豊中町総務課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により詫間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

詫間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び詫間町まちづくり振興課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により仁尾都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

仁尾都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び仁尾町建設課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により豊浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を決定する土地の区域

豊浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

縦覧に供する図書のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び豊浜町建設課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により香川中央都市計画市街化区域と市街化調整区域の区分を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

香川中央都市計画市街化区域と市街化調整区域の区分

縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の縦覧場所

香川県土木部都市計画課、高松市都市計画課、丸亀市都市計画課、坂出市都市計画課、牟礼町企画計画課及び宇多津町建設経済課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画風致地区を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

高松広域都市計画風致地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び高松市都市計画課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画風致地区を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

中讃広域都市計画風致地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の縦覧場所

香川県土木部都市計画課、丸亀市都市計画課及び宇多津町建設経済課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により坂出都市計画風致地区を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

坂出都市計画風致地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び坂出市都市計画課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定により仁尾都市計画風致地区を変更しようとするので、同法第二十一条第

二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆

の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

仁尾都市計画風致地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び仁尾町建設課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定により香川中央都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第

二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆

の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに

香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

三・三・三〇八 府中川津線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び坂出市都市計画課

三 縦覧期間

平成十五年十二月十二日から同月二十六日まで

●香川県公告第七百二十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により実施した平成十五年二

級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成十五年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 二級建築士試験の合格者

受験番号

7 B-10002L	7 B-10056 Y	7 B-10100 L	7 B-10170 L	7 B-10171 M
7 B-10199 M	7 B-10225 K	7 B-10226 L	7 B-10255 M	7 B-10269 M
7 B-10281 K	7 B-10295 K	7 B-10297 M	7 B-10324 L	7 B-10353 M
7 B-10354 N	7 B-10395 M	7 B-10422 L	7 B-10464 L	7 B-10478 L
7 B-10494 N	7 B-10520 L	7 B-10576 L	7 B-10590 L	7 B-10619 M
7 B-10646 L	7 B-10661 M	7 B-10674 L	7 B-10675 M	7 B-10689 M
7 B-10691 P	7 B-10716 L	7 B-10717 M	7 B-10731 M	7 B-10773 M
7 B-10789 P	7 B-10859 P	7 B-10887 P	7 B-10943 P	7 B-11042 R
7 B-11056 R	7 B-11068 N	7 B-11084 R	7 B-11124 N	7 B-11153 P
7 B-11167 P	7 B-11238 R	7 B-11241 L	7 B-11265 P	7 B-11281 Y
7 B-11349 P	7 B-11363 P	7 B-11365 Y	7 B-11405 P	7 B-11434 R
7 B-11447 P	7 B-11477 Y	7 B-11503 P	7 B-11504 R	7 B-11559 P

7 B-11575 Y 7 B-11602 R 7 B-11631 Y 7 B-11644 R 7 B-11658 R  
7 B-11714 R 7 B-11730 K 7 B-11772 K 7 B-11870 K 7 B-11871 L  
7 B-11884 K 7 B-20027 M 7 B-20041 M 7 B-20069 M 7 B-20071 P  
7 B-20113 P 7 B-20127 P 7 B-20156 R 7 B-20167 M 7 B-20169 P  
7 B-20198 R 7 B-20239 P 7 B-20266 N 7 B-20267 P 7 B-20296 R  
7 B-20323 P 7 B-20324 R 7 B-20365 P 7 B-20380 R 7 B-20382 K  
7 B-20422 R 7 B-20450 R 7 B-20451 Y 7 B-20494 K 7 B-20562 R  
7 B-20563 Y 7 B-20577 Y 7 B-20606 K 7 B-20633 Y 7 B-20690 K  
7 B-20773 Y

二 木造建築士試験の合格者

受験番号

7 B-30016M

警察本部告示

● 香川県警察本部告示第十号

香川県少年警察活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年十二月十二日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

香川県少年警察活動規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動規程（平成十五年香川県警察本部告示第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号を次のように改める。

(表)

少年カード

資料区分	
------	--

少年の氏名	異名	生年月日	職業	勤務先	名称	取入	円
本籍		出生地	関	職	勤務先・職種	所在地	退職理由
住居			係	歴			
非行場所		財物加害高	円	非行・補導前歴	非行等名		
家族関係	主な家族の氏名	続柄	年齢	職業	住居	補導年月日	
学校関係	最終(在学)学校名		年	所在地	家族数	人	
	息学	成績					
				喫煙		有機溶剤その他の薬物乱用	

取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署	処遇意見	
罪名				最終(在学)学校	
既遂・未遂別				卒業・中退別	
手口				共犯形態	
非行時の居住地				少年が犯した他の非行(異なる罪種)	刑法犯 特別法犯
性別				非行府県数	
非行時の年齢				被疑者特定の端緒を得た係	
非行時の学職				被疑者を逮捕した係	
学職の特殊形態				事件を主として処理した係	
国籍等				身柄措置	
在留資格等(外国人)				本票記載非行の供述状況	
不法滞在期間(外国人)				暴力団等関係	団体の名称 組織順 地位 ゴロ・総会屋等
補導歴・非行歴	補導歴	回	非行歴	回	うち本票記載犯罪同一罪種( )回
前回処分					犯罪態様 民事介入力
非行年月日時					
非行場所					
非行の動機・原因	背景				
	父親の態度				
	母親の態度				
	直接の動機・原因				
	精神障害等の有無				
家出関係				関係検挙情報票番号	署年月第号
生活形態				作成者	年月日作成 署係氏名 ㊟
両親の状態				逮捕年月日	年月日時分
母の不在状況				逮捕場所	
非行集団関係	暴力団との関係の有無			逮捕者	
	集団の種別			釈放年月日	年月日時分
送致等の区分				送致年月日・送致先	年月日
				勾留(観護)年月日	年月日時分
				家裁(検察官)処分	年月日
				裁判結果	年月日
				作成・照会	

(裏)

索引						
保護等の 状況	緊急同行状執行	着手	年月日時分		引渡	年月日時分
	一時保護	着手	年月日時分		引渡	年月日時分
ぐ 犯 行 為 の 概 要						

事後措置その他参考事項						
-------------	--	--	--	--	--	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番とする。

附 則  
この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十五年十二月十二日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

五十分の一の数 一六、六八五人  
三分の一の数 二〇五、七〇六人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区	九〇、八八三人
丸亀市選挙区	二一、六八四人
坂出市選挙区	二〇、五六五人
善通寺市選挙区	九、四七七人
観音寺市選挙区	一二、〇三〇人
さぬき市選挙区	一五、四四九人
東かがわ市選挙区	一〇、五九五五人
小豆郡選挙区	九、七八五人
木田郡第一選挙区	七、九五五人
木田郡第二選挙区	六、七二七人
香川郡選挙区	九、八四一人

綾歌郡選挙区	二一、三五五人
仲多度郡第一選挙区	九、〇一九人
仲多度郡第二選挙区	六、五三二人
三豊郡第一選挙区	二〇、一八一人
三豊郡第二選挙区	六、〇〇三人

平成十五年十二月十二日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています